

INDEX～御覧になりたい資料をクリックしてください～

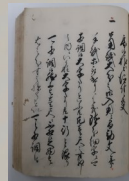


●オープニング



●宝永3年(1706)の通達

文字の大きさと行数に
関する最初の規定



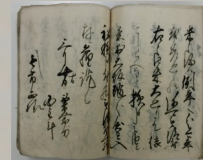
●享保3年(1718)の通達

1尺の紙に10行を目途に



●享保11年(1726)の通達

紙ごとに基準行数を設定



●貞享3年(1696)



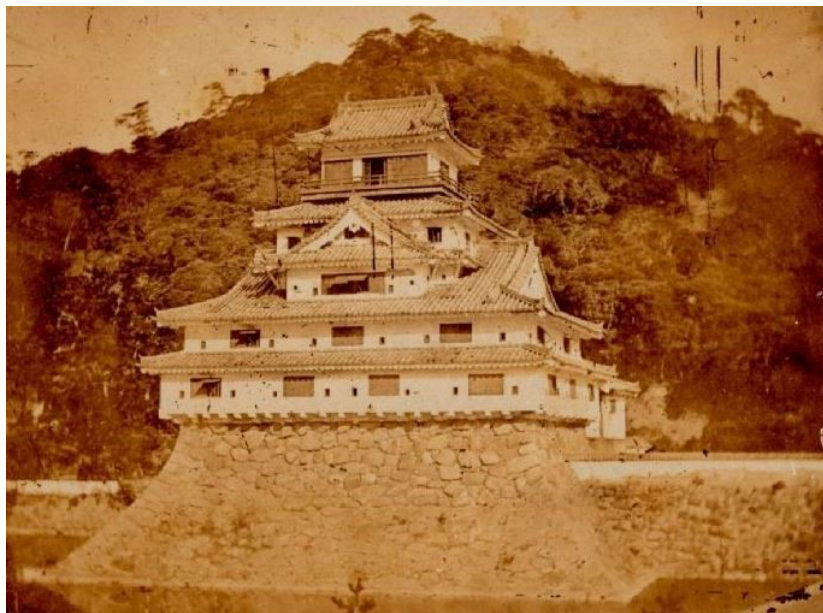
●享保18年(1733)



●嘉永元年(1848)

●「御用状控」にみる行数・
文字の大きさの違い

オープニング



萩城天守閣写真
(吉田樟堂文庫2706)



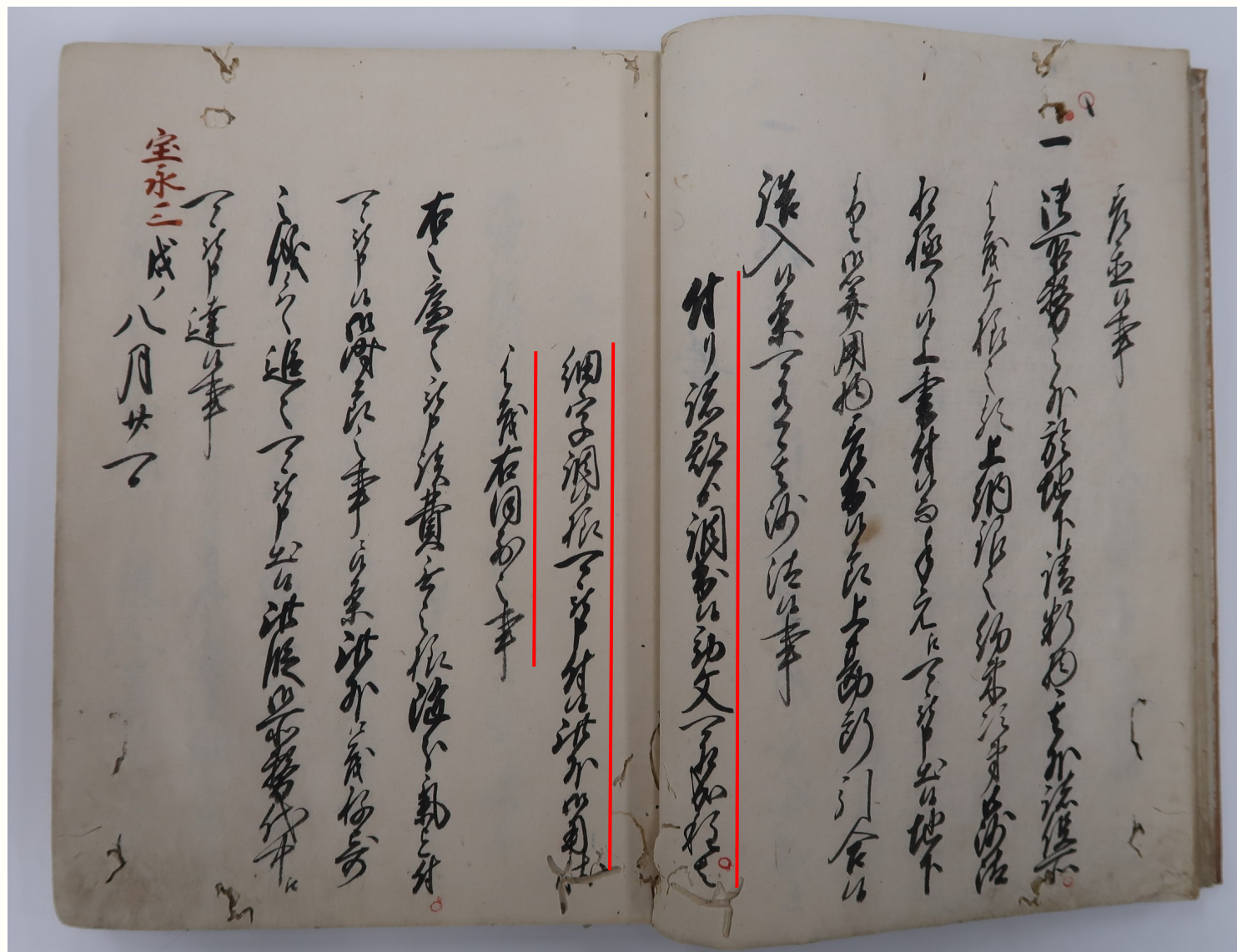
山口県文書館書庫内の
「毛利家文庫」

●毛利家文庫には、江戸時代、萩藩庁で作成された冊子型の記録が数多く残っています。これを見ると、古い時代(17世紀後半)のものは文字が大きく、1頁の行数が少ないのに対し、時代が新しくなるにつれ(18世紀中期以降)、文字が小さく、行数も多いことに気がつきます。

●萩藩は、18世紀初め以降、役人たちに対し、仕事で文書を作成する時は、「できるだけ小さな文字で」、「行数は規定の数、あるいはそれ以上で書きなさい」とくり返し指示しています。藩財政が苦しい中、使う紙の量を減らし、支出を省くためでした。ルールを守らない者は処罰するとも通知しています。

●萩藩庁における文書作成のルールを紹介します。

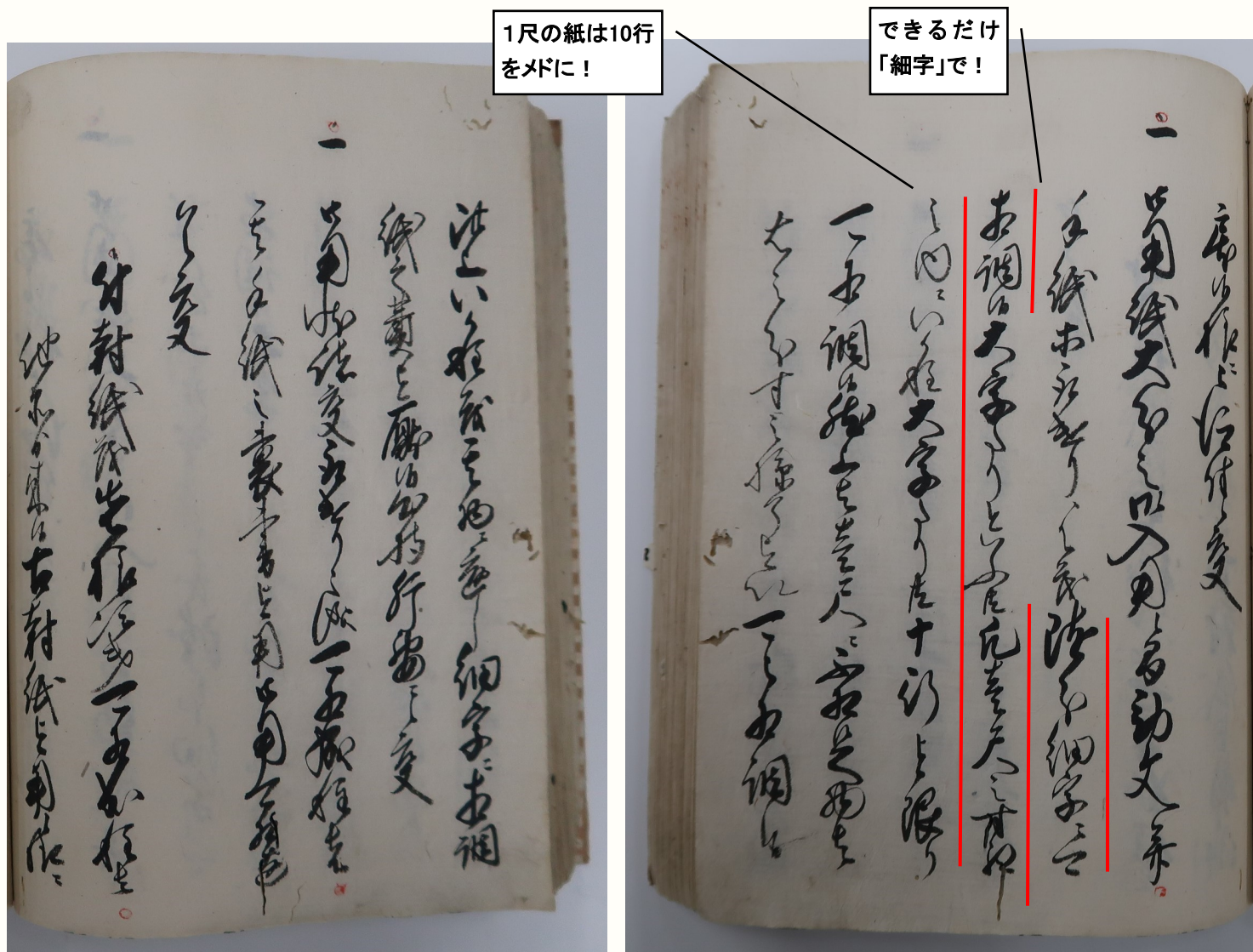
宝永3年(1706)8月21日の通達 -文字の大きさに関する最初の指示-



付り、諸郡方調出候勘文可相成程者
細字調候様可被申付候、此外御用状
二ても右同前之事

●宝永3年(1706)8月、藩は各代官
に対し、提出する帳簿類(「勘文」)は
できるだけ「細字」で書くように、と指
示しています。現在確認できる限
り、文字の大きさについて指示した
最初のケースです。

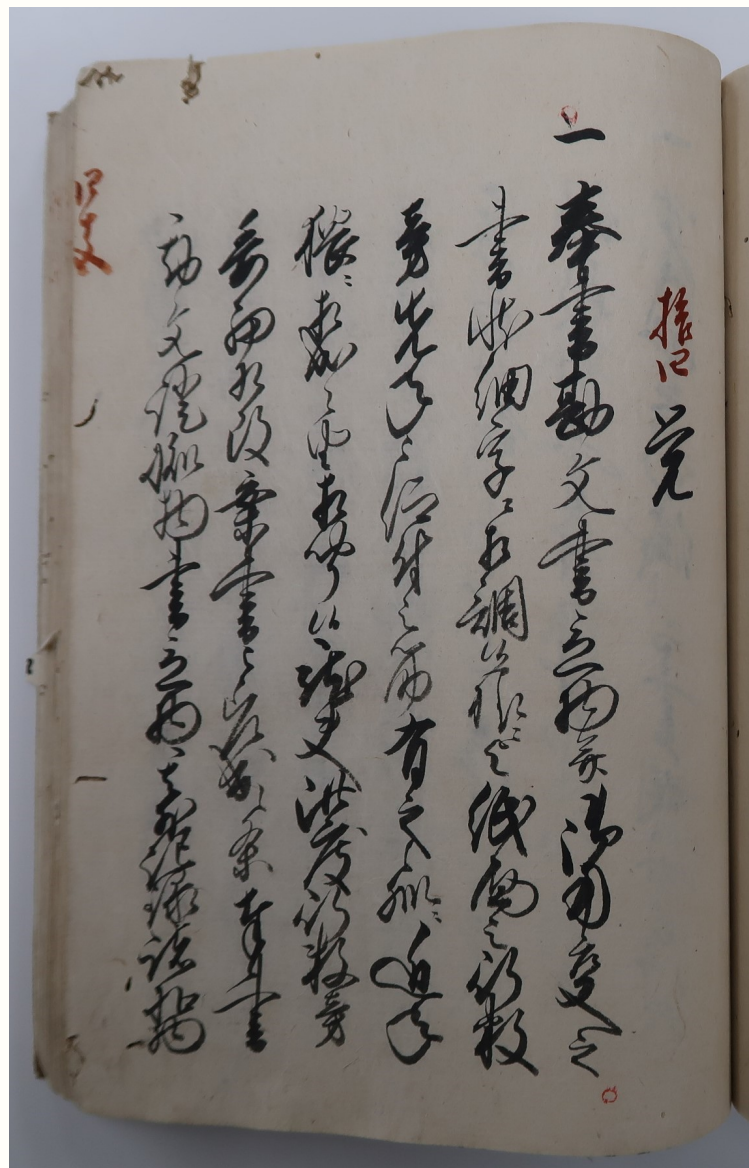
享保3年（1718）5月28日の通達 -1尺の紙には10行を目途に-



一御用紙大分之御入用候間、勘文并手紙等取遣りニても随分細字ニ可相調候、大字たりといふ共凡毫尺之寸相之内二いか程大字たり共十行を限り可相調候、然上者毫尺ニ不相足物者右之分寸之掠了を以可被相調候此上いか程も其物ニ応し細字ニ相調紙之費を厭候心持肝要ニ候事

●享保3年(1718)5月、役人に対し
儉約を命じた通達中の一条です。
「紙の使用量が増えているので、できるだけ『細字』（小さな字）で書くように。1尺(30センチ)の紙には10行をメドに書くように」と指示しています。

享保11年(1726)12月の通達（1） -紙の種類別に基準行数を設定-



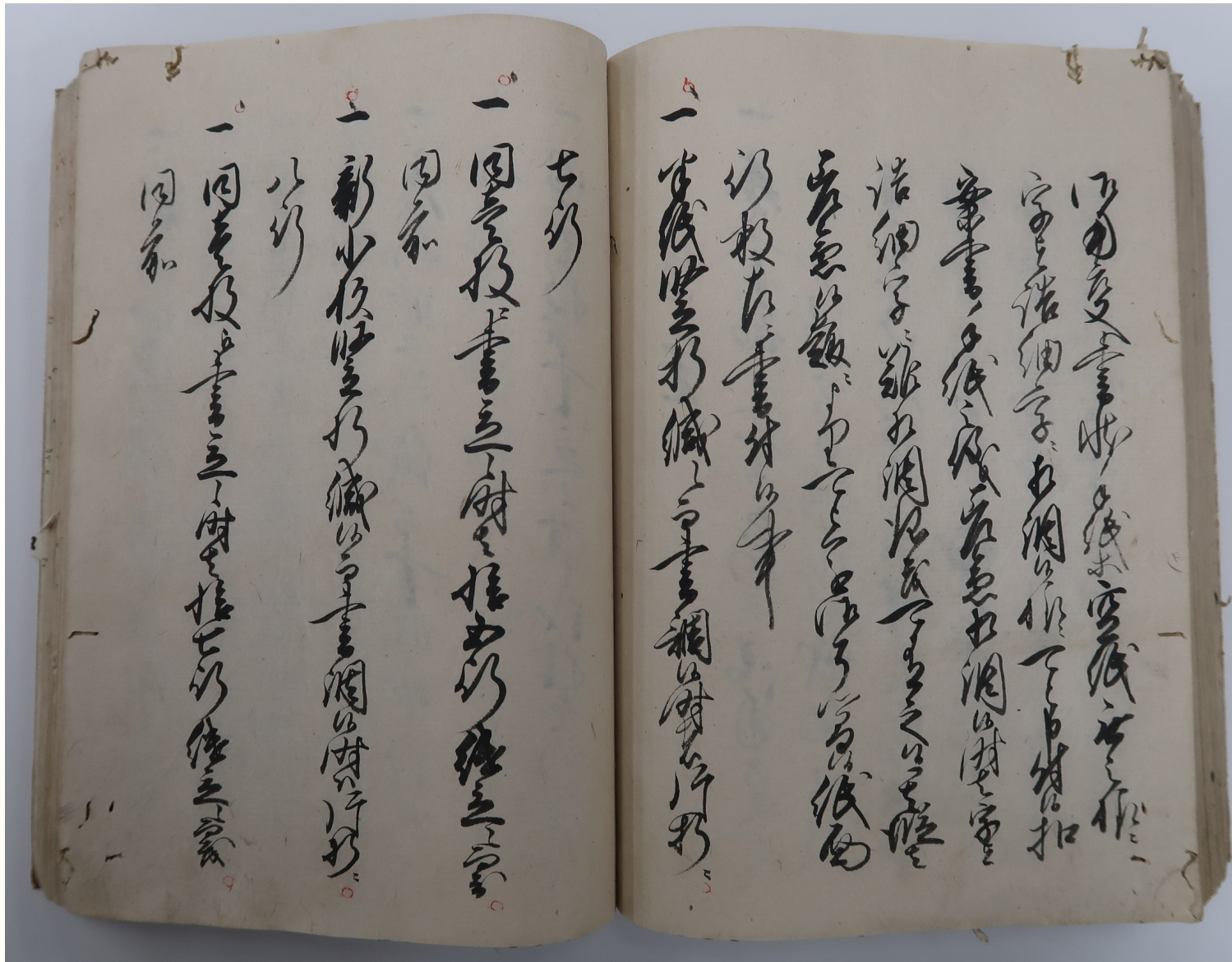
「二十八冊御書付」(毛利家文庫・40法令135<29の8>)

覚

一奉書・勘文・書立物并御用事之
書状・細字二相調候様二と紙面之行数
旁先年被仰付之筋有之候処二、近年
猥二相成候由相聞候、就夫此度行数旁
委細相改案書被差出候条、奉書・
勘文・証拠物・書立物其外記録・諸控物

●役所で作成する文書につき、先年（享保3年）、細字（小さな字）で書くように命じ、基準となる行数を指示したものの、近年それが守られていないとして、あらためて紙の種類別に行数を定め、その遵守を命じた通達です。以後、これが長く基準となりました。

享保11年(1726)12月の通達（2）-紙の種類別に基準行数を設定-



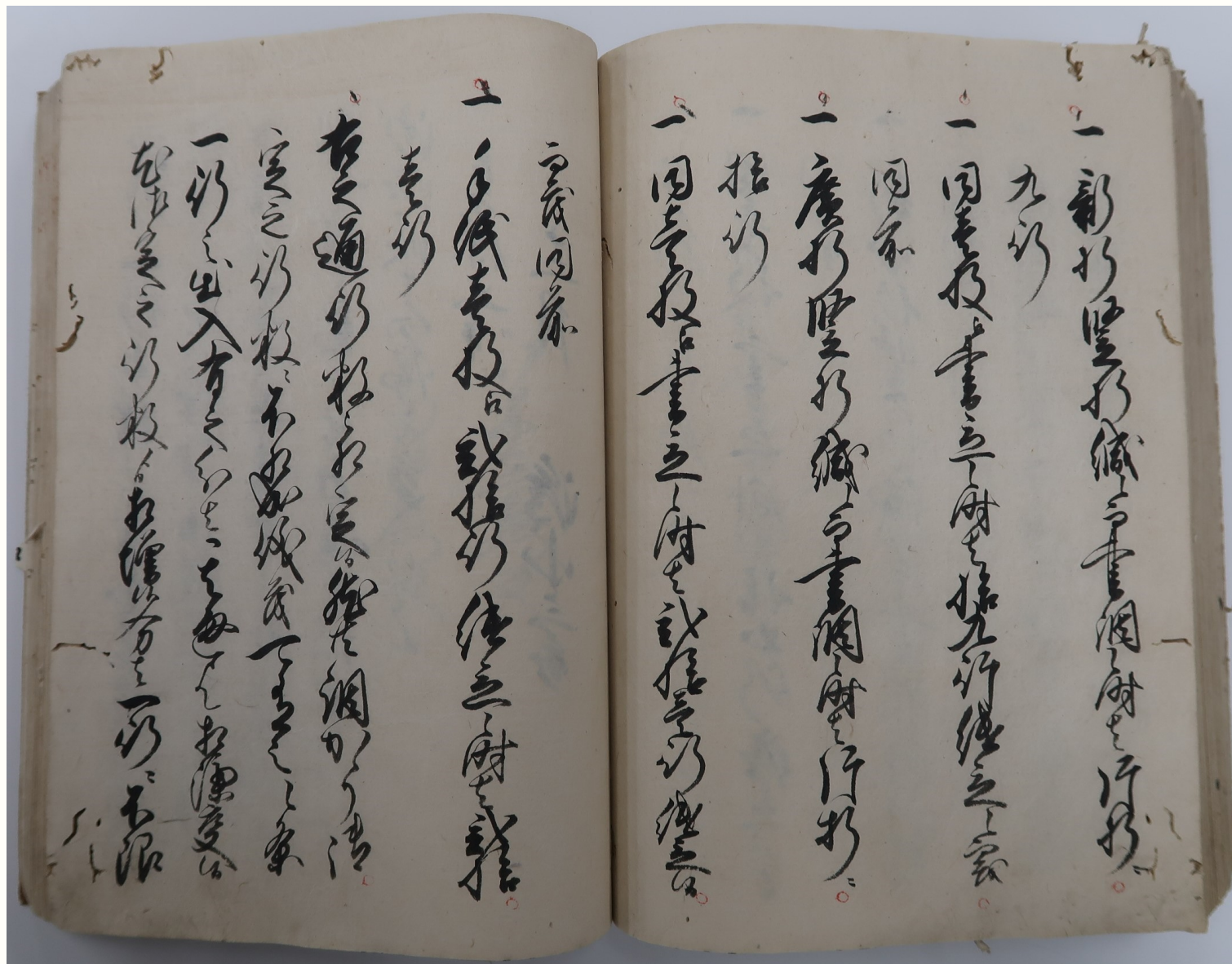
御用事書状・手紙等、空紙無之様二字を詰、細字二相調候様二可被仰付候、控案書手紙之儀、差急相調候時者字を詰細字二難相調儀も可有之候、其段者差急候趣二より可被遂御了簡候、紙面行数左二書付候事

- 一 半紙堅折緘候而書調候時者片折二七行
- 一同吉枚二書立候時者拾五行、繼立二而も同前
- 一新小杉堅折緘候而書調候時八片折二八行
- 一同吉枚江書立候時者拾七行、繼立二而も同前

●書状・手紙を書く場合、未使用箇所(「空紙」)が無いよう字を詰め「細字」で書くように指示するとともに、具体的に、紙の種類ごとに基準行数を示しています。以下のとおりです。

- ・半紙=15行、折った場合片側7行
- ・新小杉紙=17行、前同8行
(次ページに続く)

享保11年(1726)12月の通達（3）-紙の種類別に基準行数を設定-



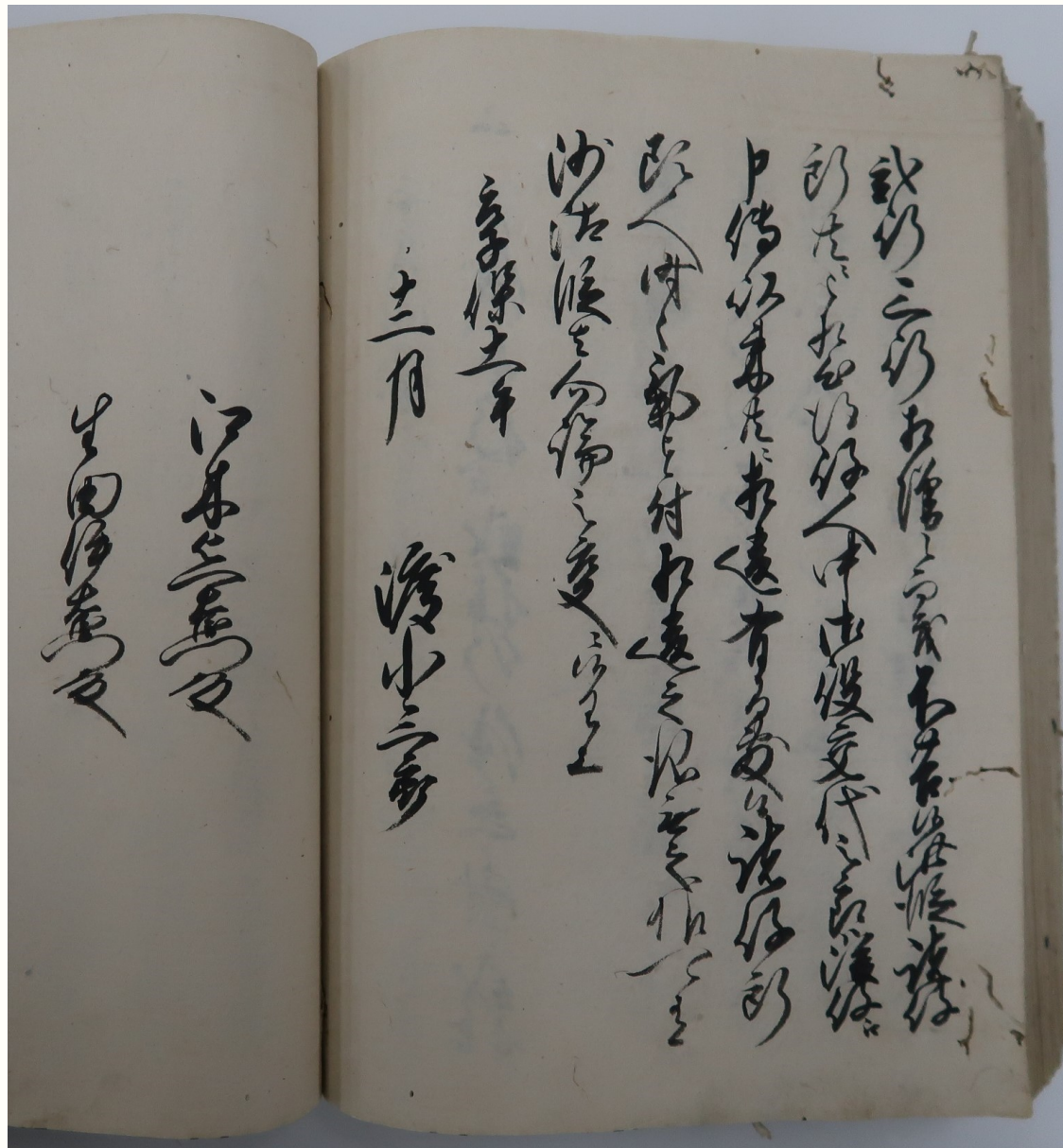
一新折堅折緘候而書調候時八片折二九行
一同吉枚江書立候時者拾九行、繼立二而も同前
一広折堅折緘候而書調候時八片折二拾行
一同吉枚江書立候時者貳拾壹行、繼立候而も同前
一手紙吉枚江式拾行、繼立候時者貳拾壹行
右之通行数被相定候、然共調かゝり御
定之行数不相成儀も可有之候条、
一行之出入有之分者其通二て相濟事候、
尤御定之行数方相増候分者一行二不限

● 行数を指示した部分の続きです。

- ・ 新折紙 = 19行、前同9行
- ・ 広折紙 = 21行、前同10行
- ・ 手紙 = 20行、繼立の場合は21行

享保11年(1726)12月の通達（4）-紙の種類別に基準行数を設定-

請求番号

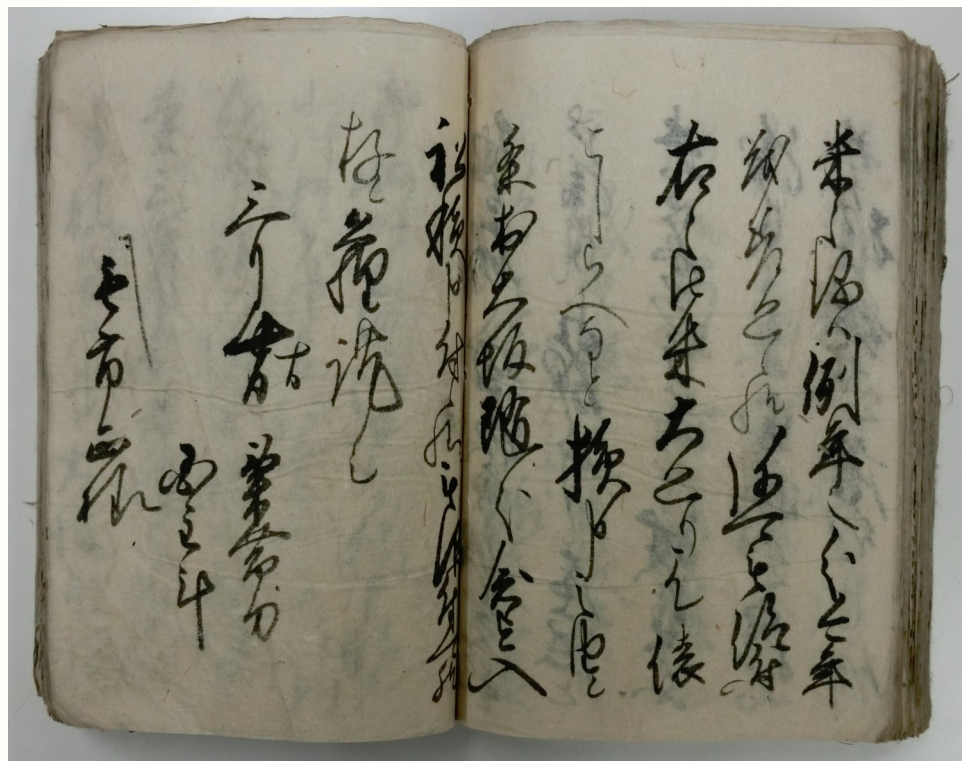


○萩藩の裏判役渡辺小三郎から、蔵元兩人役江木与一右衛門・生田伊右衛門へ宛てた通達です。裏判役は国元において当職に次ぐ重職、蔵元兩人役は萩城の蔵元役所を総括する役人でした。

式行三行相増候而も不苦候、此段諸役所共二被相心得、役人中御役交代之節八後役江申伝、以来共二相違有間敷候、諸役所頭人時々氣を付相違之儀無之様可有沙汰段者勿論之事二候、已上
享保十一年
十二月 渡 小三郎(裏判役渡辺小三郎)
江木与一右衛門殿
生田伊右衛門殿

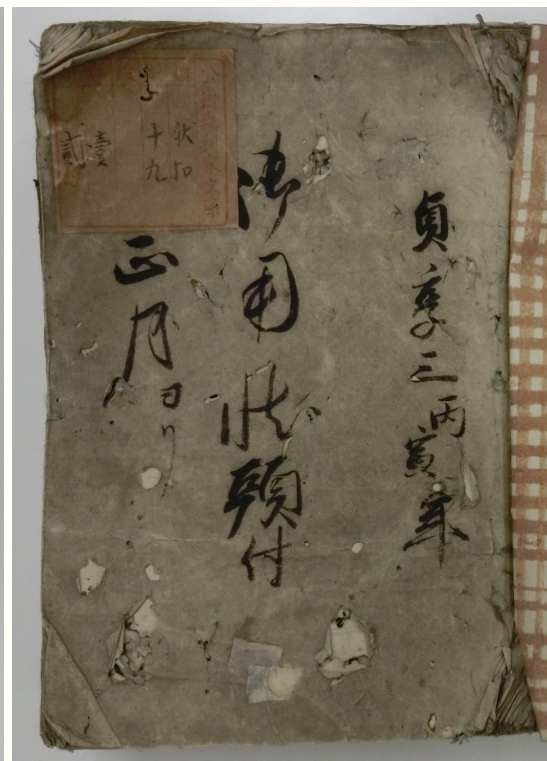
●基準行数を定めたものの、1行程度の違いは認めること、2～3行は増えてもよいこと、役人交代時にはきちんと後役に指示を伝え、役所の責任者はつねづね氣をつけておくように、と命じています。なお、ほぼ100年後の文政6年(1823)には一部の紙につき、よりきびしい行数規定が定められています。

「御用状控」にみる行数、文字の大きさの違い（1）



貞享3年(1686)の「御用状控」

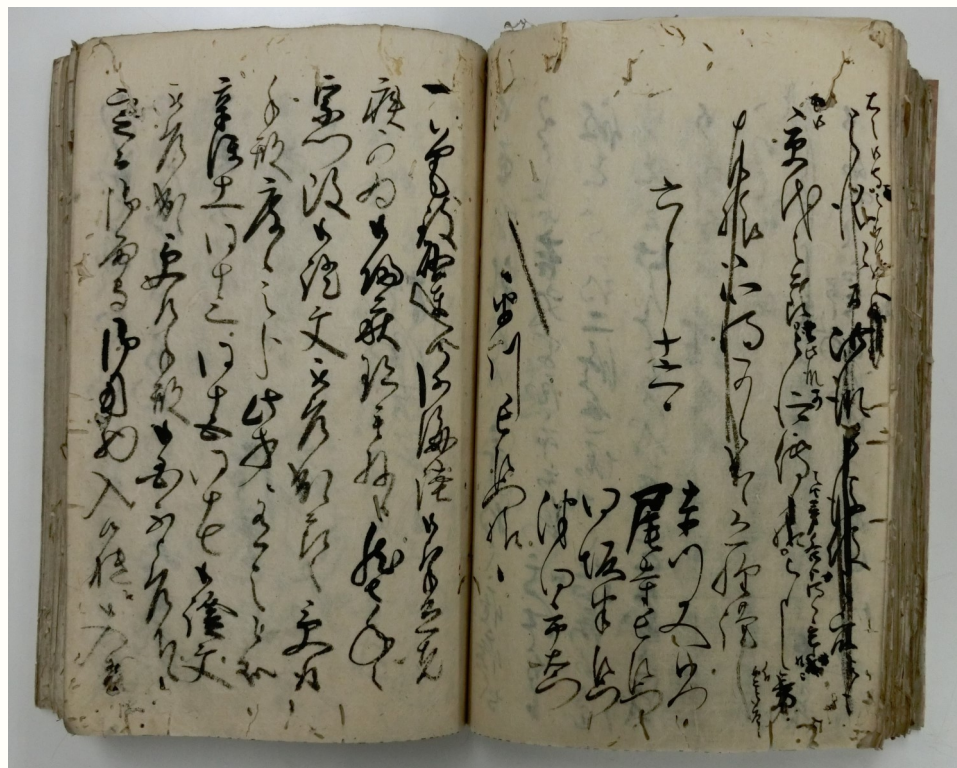
- ・文字の大きさや行数に関してまだ明確な指示がなかった時代の記録です。
- ・1頁5行で書かれています。
- ・後年と比べれば、文字も大きいです。



●「御用状控」は、江戸と萩の重役間でやりとりされた書状が書き留められた萩藩の記録です。貞享3年（1686）から嘉永5年（1852）までのもの605冊が毛利家文庫に残されています（49状控類）。

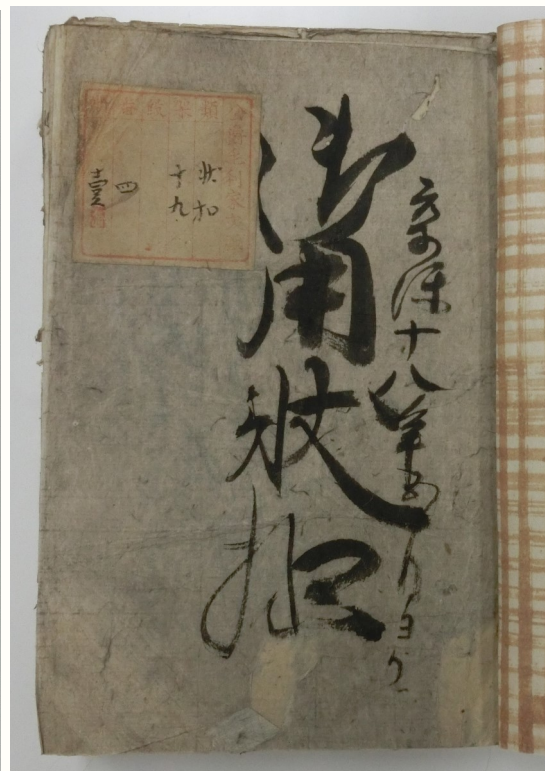
●この「御用状控」をサンプルにして、行数や文字の大きさが時代によりどのように違っているか、役人たちがルールをきちんと守っていたのか、チェックしてみましょう。

「御用状控」にみる行数、文字の大きさの違い（2）



享保18年(1733)の「御用状控」

- ・1頁7行で書かれています。
- ・貞享3年分の記録と比べると、文字もやや小さくなっています。



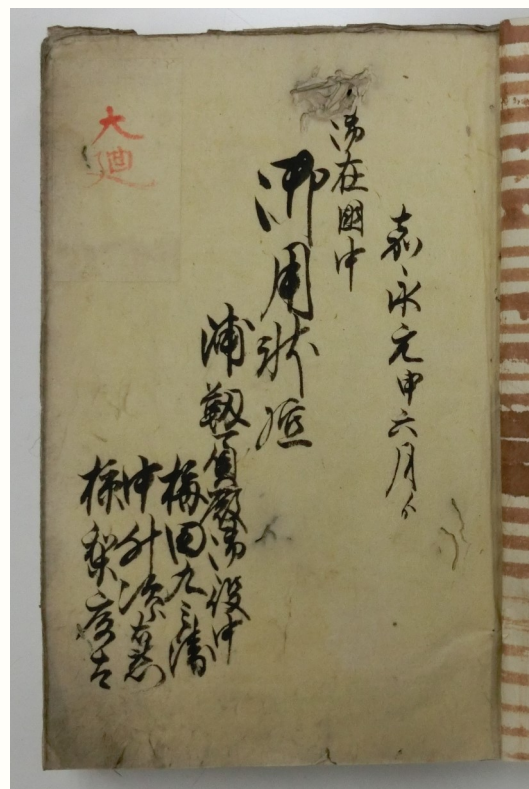
●紙の種類ごとに基準となる行数を定めた享保11年の通達以後に作成された「御用状控」です。役人たち、ルールを守っているようです。

「御用状控」にみる行数、文字の大きさの違い（3）



嘉永元年(1848)の「御用状控」

- ・1頁9行で書かれています。
- ・文字も小さく、「細字」で書かれています。



● 行数の基準がよりきびしくなった文政6年以後に作成された「御用状控」です。17世紀後期のものと比べれば、行数、文字の大きさの違いは歴然としています。